

## 長谷川直彦

株式会社プロティビティジャパン  
アソシエイト・ディレクター  
公認会計士



### CFOのリスクマネジメント

# 会計基準の 選択適用に係る リスクマネジメント

本連載の第一回目では、会計基準への対応がCFOの経営課題として重要になることを検討し、第二回目で「棚卸資産の評価に関する会計基準」を例にとり、会計基準への対応のリスクを不正および誤謬防止の観点から考えてみた。会

計基準への対応が遅れたり誤ったりすると、CFOとして掲げるまたは期待される、例えば「透明性・信頼性の高い財務報告」のような目標が達成できないリスクがある。そうしたリスクに対応するために、今回は、会計基準への対応の一連の流れを整理し、特に注意すべき点を検討してみるところにした。

会計基準への対応の一連の流れを、一. 会計基準の認識、二. 会計基準の適用の要否や範囲の決定、三. 会計上の見積・判断、四. 監査人への説明の四つに整理してみた。

#### 会計基準の認識

新たな会計基準の設定や既存の会計基準の変更に対応していくためには、そうした情報をタイムリーに把握し、影響を検討しなければならない。そのためには、新たな会計基準の設定や既存の会計基準の変更を外部から定期的に入手すること（すなわち、会計基準の認識）が必要である。

#### 会計基準の適用の要否や範囲の決定

その次に、認識された会計基準に対し、会計基準の適用の要否や範囲の決定を検討することが必要となる。その際には、会計基準が適用される取引を明確にしなければならない。企業で行われているさまざまな形態の取引が会計基準に示されている定義に該当し、当該

会計基準を適用する必要があるのかどうか（例えば、工事契約の定義に該当し、「工事契約に関する会計基準」を適用するのかどうか、ということ）、あるいは会計基準で規定しているどの会計処理を採用するのか（例えば、工事進行基準を適用できるのか、あるいは工事完成基準を適用することになるのか、ということ）を検討しなければならない。

このことは簡単ではない。単純に該当するものは問題ないが、中には境界線上にあるような取引も存在するであろう。どのように判断して適用対象としたのか、あるいは適用対象としなかったのか、また、どのように判断して当該会計処理を採用したのかという根拠（想定した仮定を含む）と結論を文書で残しておく必要がある。

会計基準の選択と適用が適切に行われるためには、会計基準の適用対象となる取引事実が網羅的に捕捉されていなければならない。このためには、該当する取引を行っている部署から当該取引を報告してもらうか、社内における新規取引について審議する会議体の議事録をレビューし、該当する取引事実を捕捉する仕組・体制を構築し運用する必要がある。ただし、こうした取り組みの前提として、会計基準で要請されている内容が適切に理解されている必要がある。そうでなければ、どのような取引事実を捕捉する必要があるのか特定することができないからである。

## 会計上の見積・判断

財務諸表において、資産の実在性、負債の網羅性が確保されていなければならず、そのため、資産の回収可能性や計上すべき債務の検討の際に見積が必要となる。また、「工事契約に関する会計基準」のように、信頼性をもった見積が可能か否かによって、売上の計上基準自体が異なることになる会計基準もある。

会計基準の要請に従って会計上の見積を実施することになるが、会計基準では見積の仕方を詳細に定めているわけではない。そのため、会計基準の要請事項に従って、具体的な会計処理ができるようにするための判断基準（会計基準の具体的な適用方針）を定めておく必要がある。

見積に関してどのような点に留意すべきかについては、日本公認会計士協会監査基準委員報告書第十三号「会計上の見積りの監査」が参考になる。ここでは、経営者により通常行われる会計上の見積の手順が示されている。①見積が必要な事象の把握、②見積に影響を与える要因の把握、③見積に影響を与える要因に対する適切な仮定の設定、④設定した仮定に基づく適切な情報の収集、⑤適切な仮定および情報に基づく見積金額の計算、である。さらに、同報告書は、会計上の見積に関する有効な内部統制の確立は困難であることを指摘する一方で、リスクの程度を相対的に低く

することが可能となる内部統制を五つ示している。①正確な情報の信頼しうる状況下での収集、②経験豊富な役職者または専門家の関与、③上位の役職者による、見積に影響を与える要因の把握および仮定の設定に対する査閲と承認の実施、④過年度の見積と実績の比較、⑤上位の役職者による、見積の方法とその結果の経営計画との整合性の検討、である。これらは、企業が会計上の見積を行い、見積に伴うリスクを低減するための内部統制を整備する際の参考となる。

見積の手順の④として、適切な情報の収集が示されているが、そのために、適切な情報の伝達と収集プロセスが確立されなければならない。会計上の見積に影響を与える要因に関して設定された仮定に基づいて、必要な情報が決まるが、必要な情報をどのタイミングで、どの部署等に伝達し、どのようにして必要な情報を収集するか、という情報収集プロセスが確立されていなければ会計上の見積を適切に実施することはできない。さらに、情報の収集に当たっては、その正確性が確保されなければならない。そのためには、情報提供部署における提供資料のレビュープロセスを確立させる必要がある。連結パッケージによって情報の収集が行われるケースを想定すると、それが親会社に提出される際に、見積項目に関しては（想定した仮定に基づいて）正確に作成（ないしは収集）されたものであ

ることが検証され、見積項目の作成手続や金額について経理部長等の責任者の承認がなされ、子会社等の責任者によって連結パッケージが最終的に承認されて親会社に提出されるプロセスが必要であろう。

## 監査人への説明

財務報告に係る内部統制についての経営者の評価、監査人による内部統制監査の導入により、企業による監査人への説明が従来以上に重要となる。特に、決算財務報告プロセスは、以上で述べたような事項を監査人に対して説明（書面での説明も含む）できなければならない。これらの事項は、財務報告の信頼性に与える影響が大きいことから、こうした領域から不備が特定された場合には、重要な欠陥に該当する可能性が慎重に検討されることとなるのである。

特に、会計上の見積・判断に関しては、企業の行った会計処理（計上した金額の妥当性・十分性）についての説明が、必要十分な情報や説得的で妥当な仮定に基づいて行われる必要がある、会計基準との整合性や企業が定めている会計基準の具体的な適用方針との整合性ももちろん確保されている必要があるであろう。

次回は、会計上の見積・判断について具体的に検討する予定である。